

佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第50号

佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成11年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前3項に定める者のほか、農業技術防除センターに部長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前条第4項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、農業技術防除センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 部長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 病虫害防除部に係長を置くことができる。</u></p> <p><u>5 前各項に定める者のほか、農業技術防除センターに部長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 係長は、上司の命を受けて、病虫害防除部の事務の一部を処理する。</u></p> <p><u>5 部長及び係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、農業技術防除センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 部長<u>及び係長</u>は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。